

公益社団法人銚田市シルバー人材センター
役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人銚田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 前項の規定に関わらず、事務局長を兼務する役員、地方公務員法第3条第2項及び第3項第1号に規定する地方公務員には報酬を支給しない。
- 3 役員に対しては、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の額の算定基準)

第4条 役員に対する報酬は、別表に定める額とする。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(報酬の支給方法)

第5条 役員の報酬は、理事会、監事監査及びこれに準ずる会議等（以下「理事会等」という。）へ出席の都度、支給する。

- 2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の申し出によりその指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表

役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として

理事長	日額	5, 0 0 0 円
副理事長	日額	4, 0 0 0 円
理事	日額 一人	3, 0 0 0 円
監事	日額 一人	3, 0 0 0 円